

緊急経済対策に係る

入札・契約制度特例措置について

国の緊急経済対策予算が成立し、全国的に公共工事の発注量の増加が見込まれることから、現場技術者の不足による入札不調の発生を防止し、円滑な予算執行を図るため、上島町では当面の間、下記のとおり入札・契約制度の特例措置を講ずることとしました。

記

①主任技術者の兼任要件の緩和措置について (建設業法施行令第27条第2項の取扱い)

請負代金が3,500万円（建築工事は7,000万円）を超える工事においても、工事現場の相互の間隔が10km以内の同一の建設業者が施工する2件の工事については主任技術者の兼任を認めることとします。

注1) 間隔10kmについて

工事現場相互の、最も近い地点間の直線距離が10km以内の工事とします。ただし、工事発注者が適切な施工が確保できない等の理由で兼任が認められないと判断した工事については、距離要件を満たしていても、特例措置の対象外とします。

注2) 監理技術者について

今回の緩和措置は、専任の主任技術者に対する取扱いであり、専任の監理技術者については兼任の対象外とします。

②現場代理人に係る緩和措置について

次の要件を全て満たす場合は、現場代理人の兼任を認めることとします。

- (1) 兼任する工事のそれぞれが3,500万円未満（建築工事は7,000万円未満）の工事であること。
- (2) 兼任する工事が3件以内であること。ただし、主任技術者の兼任が認められた工事と兼任する場合は2件までとする。
- (3) 兼任する工事現場間の移動時間が概ね30分以内であること。

③主任技術者の兼任が認められた工事の現場代理人の兼任要件の追加

建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められた工事については、現場代理人1人に対し2件まで兼任を認めることとします。

○特例措置の適用工事

上島町において施工される、国、県、町、民間等全ての発注者が発注する工事と上島町が発注する工事との兼任を認めます。

また、既に請負契約し、工事に配置されている主任技術者又は現場代理人（以下「技術者等」という。）と、今後、上島町が発注する工事の技術者等との兼任についても、契約済の工事の発注者が兼任を可とする場合は認めるものとします。（ただし、上島町以外の発注者が緩和措置をどのように実施するかは、各発注者に確認する必要があります。）

○手続き

主任技術者及び現場代理人を兼任する場合は、「主任技術者兼任承認願兼承認可否決定通知書（特例措置様式1）」「現場代理人兼任承認願兼承認可否決定通知書（特例措置様式2）」を提出すること。ただし、上島町発注以外の工事と兼任する場合は当該発注機関に事前承諾を得たうえで提出すること。

○注意事項

1. 上記要件を満たしていても、現場の施工管理上、発注者が兼任を認めない場合があります。
2. 兼任を認めた工事において、作業事故又は苦情等が発生し、その原因が施工管理体制の不備であると発注者が判断した場合は兼任の解除を命じる。この場合、受注者は常駐することができる別の現場代理人を速やかに配置

すること。

④入札者数の取扱いの緩和について

全ての入札において、入札者が1者の場合でも入札を有効とする。

⑤相指名業者への下請制限の緩和について

受注者からの申請により原則承認する。

○特例措置の施行日及び適用期間

平成31年4月1日以降に公告又は指名通知等を行う工事について、当分の間、適用する。ただし、適用日より以前に契約を締結した工事と適用日以降に指名通知等を行った工事を兼任する場合も認めるものとする。